

VII. 定期試験と成績評価

1. 定期試験

履修した授業科目については、大学が定める適切な方法により学修成果を評価し、単位を認定します。その評価の方法の1つとして定期試験があります。定期試験は、原則として学期末（学年暦を参照）に行います。定期試験以外には、例えば小テスト、中間テスト等を実施する科目もあります。ポータルサイトによる配信内容や科目担当教員の指示に従ってください。

（1）定期試験

原則として、前学期末と後学期末の2回実施します。定期試験を実施する授業科目と試験時間割は試験期間が始まるまでにポータルサイトの配信・学内掲示等によりお知らせします。定期試験の方法は筆記試験、実技試験、Web試験等があります。

【定期試験の時間】

時限	1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限
時間	8:50～9:50	10:30～11:30	12:50～13:50	14:30～15:30	16:10～17:10

※科目担当者の判断により、試験時間を90分とする場合があります。

（2）レポート試験

定期試験に代わりレポート試験を実施する、または定期試験の有無に関わらずレポート試験を実施する科目があります。その場合は、科目担当教員の指示に従い提出してください。レポート試験の形式・期日は絶対的なものですので、形式間違いや提出期限に遅れた場合は受け取りません。

また、レポート試験において他者の著作物（書籍やインターネット上の記述を含む）を正式に引用することなく盗用・剽窃した場合は、担当教員の判断により不可もしくは放棄となります。

（3）追試験

やむを得ない理由によって定期試験を欠席した場合、あるいは学部長が欠席理由をやむを得ないものと認めたときに限り、追試験を受験できることがあります。当該試験の終了後、所定の期日までに追試験受験願に必要な証明書類を添えて学務課教務係に届け出てください。

定期試験を欠席せざるを得ないと分かった時点で速やかに学務課教務係に連絡してください。期日を超えて申し出があった場合は、追試験を受け付けませんので注意してください。

【追試験の対象となる理由】

欠席理由	条件等	証明になるもの
①公欠に該当する理由により欠席した場合	公欠に該当する理由により受験できなかった場合。 （①忌引き、②出席停止、③交通機関の運休・延着、④居住地区の天変地異、⑤裁判員制度による裁判員の用務）	公欠の申請時に提出する証明書

②病気または負傷により欠席した場合	体調不良により受験できなかった場合。	試験当日の医師の診断書
③事故または災害	自己の責めによらない不慮の事故や災害の場合。	公的証明書
④就職活動	就職（採用）試験（採否に関わらないセミナーや説明会は除く）が試験の日程と重なった場合。 <u>※必ず、事前に申し出てください。</u>	証明書となる書類等
⑤その他	①～④の他、学部長がやむを得ないと判断した場合。	欠席理由の証明となる書類等

（４）定期試験・追試験における不正行為について

定期試験・追試験において不正行為をした者は、即時受験を停止し、当該試験期間におけるすべての履修科目を無効とし、退学、停学、戒告等の懲戒処分を受けることがあります。（「福知山公立大学試験規程」、「福知山公立大学試験実施細則」による。）

（５）試験に関する注意事項

- ① 試験期間中は「学生証」を必ず携帯し、試験時間中は机上に提示してください。学生証を忘れた場合は試験開始前に学務課教務係で「仮学生証」の発行手続きをしてください。学生証もしくは仮学生証がなければ、試験を受けることができません。
- ② カンニング・私語・その他の迷惑行為等はすべて不正行為です。不正行為を行った場合は、その場で退場となります。その試験だけでなく、当該学期の履修科目のすべてが無効となり、すべての単位を修得できなくなります。また、解答用紙の持ち帰りも不正行為となります。
- ③ 試験時間中はスマートフォン・携帯電話（それらの機能を持つもの）の電源は切ってください。携帯電話を時計代わりとして机上に置くことはできません。電話が鳴った場合は、不正行為とみなされることがありますので、注意してください。
- ④ その他にも試験に関する注意事項があります。詳しくは「福知山公立大学試験規程」、「福知山公立大学試験実施細則」を確認してください。

上述の（４）（５）は、対面による試験を実施する場合に適用します。遠隔により定期試験を実施する場合のルールや注意事項に関しては別途連絡します。

福知山公立大学試験規程

(目的)

第1条 この規程は学則第26条第1項に基づき、試験について必要な事項を定める。

(種類)

第2条 本学の試験の種類は、定期試験、レポート試験及び追試験とする。

2 定期試験は学年暦に示された試験期間中に行う試験とし、実施方法は筆記試験、実技試験、Web 試験とする。

3 レポート試験は学期末に課されるレポートとする。

(試験の時期)

第3条 定期試験の日程及び実施方法は、事務局が各担当教員に確認し、学生に公示する。

2 定められた定期試験の他、各科目担当教員は授業中適宜試験を行うことができる。

3 追試験は必要に応じ、随時実施するものとする。

(受験資格)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は定期試験の受験が認められない。

(1) 当該科目について所定の履修手続きをしていない者。

(2) 所定の学費が未納の者。ただし、延納許可を受けている者を除く。

(3) 受験すべき当該科目における出席回数が、各科目担当者の設ける基準を満たさない者。

(4) 学生証を所持していない者。

(5) その他、各担当教員が受験を許可しない者。

2 前項第3号、および第5号における受験資格の有無は、当該科目担当教員の責任において認定されるものとする。

(追試験)

第5条 やむを得ない理由によって定期試験を欠席した者のうち、追試験の受験を希望する者は、当該試験の終了後、定められた期間内に、追試験受験願に必要な証明書類を添えて事務局に届け出るものとする。

2 追試験は、前項の届出が次に掲げる事由に該当するもので、学部長が認めた場合に、実施することができる。

(1) 自己の責めによらない不慮の事故（公的証明書を要する）

(2) 公欠の場合（各種証明書を要する）

(3) 病気または負傷（医師診断書を要する）

(4) 就職活動（証明となる書類）

(5) その他、学部長がやむを得ないと判断した場合（理由に基づく証明となるもの）

3 追試験の実施が決定した場合、当該科目の担当教員は速やかに実施するものとする。

4 単位の評価は学則第26条第2項を適用する。

5 受験が認められた追試験を受験しなかった場合は、理由の如何を問わず追試験の受験を再度願い出ることはできない。

(不正行為)

第6条 第2条第1項に定める定期試験、追試験における不正行為に関する事項については定期試験等実施細則に定める。

(試験実施方法)

第7条 試験の実施に際して必要な事項は定期試験等実施細則に定める。

(その他)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第7条に規定する再試験については、平成28年3月31日に成美大学に在籍し、平成28年4月1日以降も引き続き本学に在籍する者にのみ適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

福知山公立大学定期試験実施細則

(目的)

第1条 この細則は、公立大学法人福知山公立大学試験規程第2条第1項に定める定期試験、追試験（以下、「定期試験等」とする）の実施に際し必要な事項を定める。

(試験時間)

第2条 試験開始時間は、1時限：8：50、2時限：10：30、3時限：12：50、4時限：14：30、5時限：16：10とし、定期試験の時間は、60分とする。ただし、担当教員の判断により試験時間を90分間とする場合がある。

2 遅刻者の入室は、試験開始後20分までとする。

3 試験場では、試験開始後30分経過するまでは退室してはならない。

(遵守事項)

第3条 試験場への資料等の持込は、当該科目担当教員によって許可されたものに限る。また、試験に不要な物は鞆等に入れなければならない。

2 試験場では、監督者の指示に従い受験すること。また、座席指定されている場合は、これに従い着席しなければならない。

3 試験場では、静粛にし、筆記用具、消しゴム等の貸借をしないこと。また、筆記用具、消しゴム、持込が許可されているもの以外は鞆等に入れ、床上に置くこと。これに従わないときは不正行為とみなされる場合がある。

4 受験者は学生証を必ず持参し、試験時間中、監督者が確認できるよう机上に提示しなければならない。

なお、試験に際し、学生証を忘れた場合には、事務局窓口に応じ出、仮学生証の発行を受けなければならない。試験中、学生証、仮学生証のいずれかを持たない場合には退室を命ずる。

5 不正行為は厳重に処罰される。

(不正行為)

第4条 試験における不正行為とは、次の各号に挙げる行為をいう。

(1) 他の者が受験者に代わって受験し、または受験者が他の者を代わりに受験させること。

(2) 受験者が答案を相互に交換し、解答を作成すること。

(3) 受験者がカンニングペーパー、またはこれに類するものを使用すること。

(4) 当該担当教員によって、持ち込みが許可されたもの以外を使用すること。

(5) 受験者が他の受験者の答案を見たり、または他の受験者に答案を見せたりすること。

(6) 受験者が所持品、机上、身体などに解答、または解答に役立つメモなどを書き込んでおくこと。

(7) 携帯電話、スマートフォン等を利用し、他の受験者、または第3者と試験時間中に交信すること。

(8) 試験時間中に許可なく携帯電話、スマートフォン等に触れる、または目の届く場所に置くこと。

(9) 試験監督者、補助監督者が明らかに不正行為に類すると判断する行為を受験者が行うこと。

(10) その他、前各号に類すると認められる行為。

(不正行為が発覚した場合の措置)

第5条 不正行為が発覚したときは、関係者はそれぞれ次の各号に挙げる措置を取るものとする。

(1) 監督者は、不正行為を発見したときは、当該不正行為の事実関係を確認し、学生証、答案用紙、証拠品を没収し、保管する。

(2) 監督者は、不正行為を犯した学生の試験を即座に中止し、学籍番号、氏名の確認を行い、その学生を伴い事務局に報告する。

(3) 監督者は、当該不正行為について、所定の様式に従い、報告書を作成し、学部長に提出する。

(処分の内容、および決定)

第6条 不正行為をした学生に対する処分について以下に定める。

(1) 定期試験等において不正行為を行った者について、通年開講科目を含め当該学期のすべての履修科目を「放棄」とし、学則第48条第1項に基づき懲戒処分とする。

(2) 前項の定期試験等には、試験規程第2条第2項がさだめるすべての実施方法を含む。

(補足)

第7条 試験場において監督者の行った指示、または注意に従わない場合、その他公正な試験の実施を妨げる行為を行う者がいた場合は、監督者は当該受験者に対し、試験場から退場するよう命ずることができる。

2 前項により退場を命ぜられた受験者の試験科目については、受験しなかったものとして取り扱うものとする。

(その他)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

2. 成績評価

(1) 成績評価

本学において履修した授業科目の成績評価は 100 点を満点とし、60 点以上の成績を収めた者に単位が認定されます。成績は「秀・優・良・可」を合格、「不可・放棄」を不合格とし、その基準は次の表のとおりです。

判定 評価 評点	合格				不合格	
	秀	優	良	可	不可	放棄
評点	100～90	89～80	79～70	69～60	59～0	

※当該授業の試験を受験しなかった、あるいは出席回数が各科目担当者の設ける基準を満たさない者は「放棄」となります。

※上表の他、可否の評価により合格した場合や他大学の授業の単位が認められた場合は、成績を「認定」とする場合があります。

(2) 成績評価基準

本学履修規程第 11 条、大学院履修規程第 6 条に定める成績評価は、科目ごとに定める到達目標の達成度により評価します。

【秀・優・良・可・不可・放棄で評価する科目】

可否	評価	評点	達成度
合格	秀	100～90	科目の到達目標を十分に達成し、特に優れていると認められる。
	優	89～80	科目の到達目標を十分に達成している。
	良	79～70	科目の到達目標を達成している。
	可	69～60	科目の達成目標を最低限度達成している。
不合格	不可	59～	科目の到達目標を達成していない。
	放棄	—	科目の試験を受験しなかった者又は出席回数が各科目担当者の設ける基準を満たさない。

【可否により評価する科目】

可否	評価	達成度
合格	認定	到達目標を達成している。
不合格	不可	到達目標を達成していない。

(3) 成績通知

年 2 回（前学期：9 月中旬、後学期：3 月中旬）、ポータルサイトにより成績を開示しますので、各自で確認してください。別途、同時期に保証人様宛に「学業成績通知書」を送付します。

(4) 成績に関する異議申し立て

自分の成績評価に対して疑問などがある場合は、各学期に成績評価に関する異議申し立て期間を設けていますので所定の申請書を学務課教務係に提出してください。詳細は各学期の成績開示の際に連絡します。

(5) GPA 制度

本学では、学業成績をはかる基準として、「秀」、「優」、「良」、「可」、「不可」、「放棄」の成績評価に加え、GPA (Grade Point Average : 成績評価係数) による評価システムを併用しています。

① 成績評価基準と科目 GP (Grade Point)

履修科目の成績評価を「4」・「3」・「2」・「1」・「0」に換算します。

判 定	合 格				不合格	
評 価	秀	優	良	可	不可	放棄
ポイント	4	3	2	1	0	0

※ 可否の評価による科目は GPA の計算に含みません。

② GPA の算出方法

GPA (Grade Point Average) =

(秀の単位数×4) + (優の単位数×3) + (良の単位数×2) + (可の単位数×1) + (不可・放棄の単位数×0)

総 履 修 単 位 数